

別記様式第3号（第13条関係）

長岡京市雑誌スポンサー制度覚書

雑 誌 名	
寄 贈 期 間	年 月 日から 年3月末日発行分まで

上記雑誌について、（以下「寄贈者」という。）より、
長岡京市立図書館（以下「受贈者」という。）に寄附される雑誌に関し、以下のと
おり覚書を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本覚書の証しとして本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

寄贈者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

受贈者 住 所 長岡京市開田1丁目1番1号
氏 名 長岡京市
市 長

(雑誌購入費用の負担)

- 第1条 寄贈者は、長岡京市図書館雑誌スポンサー実施基準（以下「実施基準」という。）に基づき、購入する雑誌の代金を負担する。
- 2 寄贈者は、購入代金1年分を受贈者が指定する雑誌納入事業者に直接支払うものとする。ただし、年度途中からの申し込みは、当該年度末分までとする。
 - 3 支払いに必要な一切の費用は寄贈者の負担とする。
 - 4 契約の延長にあたっては、第2項及び第3項に規定する支払いを毎年度行うものとする。

(広告の方法)

- 第2条 受贈者は、寄贈者が購入代金を負担した雑誌表面に寄贈者名等を表示する。また、雑誌配架場所にはA4サイズ広告1枚、チラシ配架スペースにはA4サイズでいづれも寄贈者の作成するチラシを配架する。
- 2 広告は寄贈者が作成するものとし、寄贈者が事前に受贈者と協議し、受贈者の審査を受けたものでなければならない。

(広告の期間)

- 第3条 寄贈期間の年度末までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、受贈者、寄贈者いずれかの解約の意思表示がある場合以外は、自動的に更新されるものとし、以後3年度目まで同様とする。

(広告主の責務)

- 第4条 寄贈者は、作成した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 寄贈者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを受贈者に対し保障するものとする。
 - 3 第三者から広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、寄贈者の責任及び負担において解決するものとする。

(定めのない事項に関する疑義)

- 第5条 本覚書、長岡京市広告掲載取扱要綱及び実施基準に定めのない事項について疑義が生じたときは、受贈者及び寄贈者は誠意をもって協議し解決を図るものとする。

(その他)

- 第6条 「長岡京市広告掲載取扱要綱」、「長岡京市立図書館雑誌スポンサー制度実施基準」及び関係法令を順守するものとする。